

# 豊橋市教育課題検討会議設置要綱

## (設置)

第1条 時代の変化に伴い様々な教育課題が浮かび上がる中、児童・生徒の教育環境の向上に向け、幅広い市民の意見と各方面の専門的な見識を反映させた検討を行うため、豊橋市教育課題検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 検討会議は、豊橋市を取り巻く教育課題に関する検討及び豊橋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して必要な提言を行う。

## (委員の構成)

第3条 検討会議は、委員9名程度をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、各種団体の構成員及び公募者等のうちから教育委員会が委嘱する。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年間とし、再任は妨げない。ただし、平成23年度に委嘱された者の任期は、平成25年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (代表)

第5条 検討会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、会務を総理し、検討会議を代表する。

3 副委員長は、委員長の指名した者とし、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 検討会議は、必要に応じて委員長が召集し、委員長が議長となる。

2 検討会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 検討会議の議事は、出席者の過半数で決し可否同数の時は委員長の決するところによる。

## (意見の聴取及び資料提出)

第7条 委員長は、検討を進めるにあたり必要があると認めるときは、検討会議において関係者の出席を求め、その意見、説明又は資料の提出を求めることができる。

## (庶務)

第8条 検討会議の庶務は、教育委員会教育政策課において行う。

## (雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 検討会議の第1回目の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。